

鳥取市緑の基本計画 新旧対照表（青文字部分は変更箇所）

資料④

章	頁	変更後	変更前
序章	10	本計画の対象期間は、令和8（2026）年度から令和22（2040）年度までの15年間とします。また、計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、社会情勢の変化や取り組みの進捗状況に応じて、適宜見直しを行います。	本計画の対象期間は、令和8（2025）年度から令和22（2040）年度までの15年間とします。また、計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、社会情勢の変化や取り組みの進捗状況に応じて、適宜見直しを行います。
1章	13	<p>ク 緑化に関する取り組み</p> <p>本文（略）</p> <p>市民参加型の緑化活動： 本文（略）</p> <p>自然環境の保全と活用： アダプト・プログラム 本文（略） 鳥取砂丘の保全 鳥取砂丘の草原化防止のため、ボランティア等による除草活動を支援・継続しています。除草活動では外来植物を中心に除草しており、適切な砂丘環境の保全を推進しています。</p> <p>人材育成と普及啓発： 本文（中略）</p>	<p>ク 緑化に関する取り組み</p> <p>本文（略）</p> <p>市民参加型の緑化活動： 本文（略）</p> <p>自然環境の保全と活用： アダプト・プログラム 本文（略） 鳥取砂丘の保全 鳥取砂丘の草原化防止のため、企業や高校生ボランティア等の除草活動や外来種から在来植物を守る鳥取砂丘レンジャーの監視活動を支援・継続しています。</p> <p>人材育成と普及啓発： 本文（中略）</p>

章	頁	変更後	変更前												
2章	3	<p>3. 計画の目標水準 本文（略）</p> <p>目標1 鳥取市の市街化区域における緑被率は「11.8%」となっています。 計画の方針を「量の確保」から「質の向上」としながらも、市街化区域における緑被地を確保していく必要があるため、緑被率に関する目標値は現状以上とし、可能な範囲で向上を図ります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標1</th> <th>現状値（R7）</th> <th>目標値（R22）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街化区域における 緑被率^{※1}</td> <td>11.8%</td> <td>現状以上</td> </tr> </tbody> </table>	目標1	現状値（R7）	目標値（R22）	市街化区域における 緑被率 ^{※1}	11.8%	現状以上	<p>3. 計画の目標水準 本文（略）</p> <p>目標1 鳥取市の市街化区域における緑被率は「11.8%」となっています。 計画の方針を「量の確保」から「質の向上」としながらも、市街化区域における緑被地を確保していく必要があるため、<u>緑被率に関する目標値は現状以上とします。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標1</th> <th>現状値（R7）</th> <th>目標値（R22）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街化区域における 緑被率^{※1}</td> <td>11.8%</td> <td>現状以上</td> </tr> </tbody> </table>	目標1	現状値（R7）	目標値（R22）	市街化区域における 緑被率 ^{※1}	11.8%	現状以上
目標1	現状値（R7）	目標値（R22）													
市街化区域における 緑被率 ^{※1}	11.8%	現状以上													
目標1	現状値（R7）	目標値（R22）													
市街化区域における 緑被率 ^{※1}	11.8%	現状以上													
3章	4	<p>2. 計画推進のための施策 (1) みんなで守る 豊かな緑 ③河川・湖沼の保全・再生 ●自然環境の保全と再生 本文（略）</p> <p>●河川植生の保全 袋川緑地のサクラ並木は、地域からも長年愛されてきた風景であり、市内でも有数のサクラの名所となっています。サクラ並木を次世代に残していくために、樹木1本ごとの点検・診断及びカルテを作成し、適切な保全・育成並びに危険樹木の伐採などを行うとともに、土手の拡幅による植生基盤を改修するなど、地域住民と専門家の協力を得ながら、持続可能なサクラの保全や更新、適切な維持管理を行います</p>	<p>2. 計画推進のための施策 (1) みんなで守る 豊かな緑 ③河川・湖沼の保全・再生 ●自然環境の保全と再生 本文（略）</p> <p>●河川植生の保全 袋川緑地のサクラ並木は、地域からも長年愛されてきた風景であり、市内でも有数のサクラの名所となっています。<u>次世代に残していくために、樹木診断とカルテにより老木や危険木を伐採し新しい苗木へ更新したり、土手の拡幅による植生基盤を改修するなど、</u>地域住民と専門家の協力を得ながら、持続可能なサクラの保全や更新、適切な維持管理を行います</p>												

章	頁	変更後	変更前
3章	5	<p>⑤生物多様性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生態系の保護 <p>写真差替え：鳥取市自然保護及び環境保全条例に基づく動植物保護地区 カジカガエル 動植物保護地区 野坂川上流（河内～安蔵） シャクナゲ 動植物保護地区（安蔵一帯）</p>	<p>⑤生物多様性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生態系の保護 <p>本文（略） 写真：指定希少野生生物種のオオタカ</p>
3章	5	<ul style="list-style-type: none"> ●環境保全型農業への支援 <p>生物多様性保全や地球温暖化防止など、自然環境保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●環境保全型農業への支援 <p>地球温暖化防止や生物多様性など、自然環境保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等を支援します。</p>
3章	7	<p>⑧民有地の緑化推進と支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一株植樹運動 <p>本文（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域の緑化活動の支援 <p>本文（略）</p> <p>●工場敷地等における緑の確保</p> <p>工場の新設・増設にあたっては、工場立地法に基づく届出制度により、環境保全が図られるよう基準に基づく指導を行います。また、職場環境、周辺環境の向上、環境保全・地域への貢献などの観点からも事業者への緑化推進を促します。</p>	<p>⑧民有地の緑化推進と支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一株植樹運動 <p>本文（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域の緑化活動の支援 <p>本文（略）</p>

章	頁	変更後	変更前
3章	9	<p>②街路樹等による道路緑化の形成</p> <p>●街路樹等の適切な維持管理</p> <p>道路緑化は、景観形成や環境保全、人への安らぎや季節感を与えるなどの役割とヒートアイランドの緩和、大気浄化（CO2の吸収）、防災・防火などの役割があります。樹木の植栽や花壇が設置可能な空間の緑化を行うとともに既存植栽の更新・維持管理を行い適切な道路緑化空間の整備・維持管理を目指します。</p> <p>歩行者などのレクリエーション機能の向上のため、利用状況を踏まえながらベンチ等の設置を行い、ゆとりとるおいのある緑化空間の整備に努めるとともに、適切な管理と整備を推進します。</p>	<p>②街路樹等による道路緑化の形成</p> <p>●街路樹等の適切な維持管理</p> <p>道路緑化は、景観形成や環境保全、人への安らぎや季節感を与えるなどの役割と防災・防火などの役割があります。樹木の植栽や花壇が設置可能な空間の緑化を行うとともに既存植栽の更新・維持管理を行い適切な道路緑化空間の整備・維持管理を目指します。</p> <p>歩行者などのレクリエーション機能の向上のため、利用状況を踏まえながらベンチ等の設置を行い、ゆとりとるおいのある緑化空間の整備に努めるとともに、適切な管理と整備を推進します。</p>
3章	10	<p>③グリーンインフラの推進</p> <p>●森林が有する水源涵養機能の維持・発揮</p> <p>森林の持つ洪水緩和、貯留等の水源涵養機能を発揮させるため、間伐等の森林においては、間伐や適切な森林整備に努めます。</p> <p>写真差替え：環境に配慮した河川整備の例</p>	<p>③グリーンインフラの推進</p> <p>●森林が有する水源涵養機能の維持・発揮</p> <p>森林においては、<u>間伐や適切な植林管理を進め、植林地等の保全により雨水の地下浸透等の維持に努めます。</u></p> <p>写真：<u>環境に配慮した河川整備の推進</u></p>